

子ども・子育て 3 法の施行に伴う
例規整備の概要について

●平成27年4月から制度がスタートする「子ども・子育て3法」に基づく事業を実施するにあたり、地域型保育事業の認可基準や放課後児童健全育成事業の設置運営基準等に関わる条例制定の必要があります。

※認可・確認事務の開始までに、基準条例の整備する必要があります。

法律上で、条例制定が義務付けされている基準

- ・ 特定教育・保育施設の運営に関する基準（確認基準）
- ・ 特定地域型保育事業の運営に関する基準（確認基準）
- ・ 放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準
- ・ 家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準（認可基準）

法令の基準の種類

	従うべき基準	参酌基準すべき基準
法的効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「従うべき基準」とは、適合しなければならない基準 ・ 条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照し、これによることの妥当性を検討した上で判断しなければならない
許容の程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果として、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容

2

「子ども・子育て関連3法」について

- 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された「子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律を「子ども・子育て関連3法」と呼んでいます。

3

スケジュールについて

- 子ども・子育て関連3法では、市町村に対して、「施設型給付」の対象となる認定こども園、幼稚園、保育所や、「地域型保育給付」の対象となる小規模保育等の事業について、認可基準や設備運営基準を条例で定めることが義務付けられています。

平成26年									平成27年			
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
	★関係政省令公布					★認可・確認事務開始						★本格施行
認可運営基準の方針検討			基準条例整備									